

地区防除指針（平成9年度策定）

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の9の規定により、次のとおり地区防除指針を定める。

1 自主防除措置を推進すべき森林の基準

自主防除措置を推進すべき森林の基準は、次の要件を満たすものとする。

- ア 高度公益機能森林の周辺、概ね10km以内に位置し、松くい虫の駆除又はそのまん延防止のための必要な措置（以下「自主防除措置」という。）を講じることにより被害を低下させることを通して、高度公益機能森林の保全に資することが見込まれる松林であること
- イ 被害拡大防止森林から2km（マツノマダラカミキリが通常移動する距離）以内に近接しているものを除き、高度公益機能森林への影響を勘案し、概ね10ha以上の団地を形成している松林であること

2 地区実施計画の指針となるべき事項

（1）特別伐倒駆除

ア 実施箇所

- ア) 伐倒駆除による駆除効果が十分でない松林
- イ) 地域における被害量及び労働力の状況から、冬期にわたり駆除を行う必要がある地域の松林であって、①②を選定して実施すること
- ウ) 特別防除又は地上散布実施松林及びその周辺松林で、徹底した駆除が必要な松林

イ 実施上の留意事項

- ア) 被害木の破砕、焼却等にあたっては、必要に応じて移動式チップパー、炭化炉等を活用すること
- イ) 火災の防止、作業の安全、煙による周辺への影響の軽減に必要な措置を講ずること

（2）伐倒駆除

ア 実施箇所

特別伐倒駆除によらない箇所については、全量伐倒駆除に努めること

なお、地域における駆除作業の月別実施実績と林業労働力の状況を踏まえ、適期の確実な実施について十分確認し、特別伐倒駆除との適正な労力配分等がなされるよう箇所を選定すること

イ 実施上の留意事項

被害木の搬出による防除効果の向上が図れるよう、利用価値に配慮した玉切りに努めること

(3) 補完伐倒駆除

ア 実施箇所

特別伐倒駆除又は伐倒駆除の対象区域内であって、必要に応じて補完伐倒駆除を実施すること

イ 実施上の留意事項

補完伐倒駆除を要する林分においては、駆除効果の高い時期（10月）までに実施するよう努めること

(4) 松林健全化整備

松林の健全化によりマツノマダラカミキリの繁殖源の減少・抑制を図り、被害のまん延防止に資するため、高度公益機能森林又は地区実施計画対象森林のうち樹種転換の実施を計画しない松林であって、被圧枯死木、枯れ枝、倒木等が多数見られる林分等においては、各森林所有者等が不用木等の除去・整理、枝打ち、林床整理を励行することとする。

不用木等の除去・整理については、林分がうっ閉し、被圧木が発生している林分において、適度な密度を維持するために必要に応じて実施するものとする。この場合、

- ア) 林木の生育環境の急激な変化を避けるため、伐採率を5%程度にとどめ、林分状況に応じた効果的な実施に努めること
- イ) 松くい虫が付着していると思われる不用木については、破碎・焼却等の処理を適切に行うこと
- ウ) 伐採木等が新たな繁殖源とならないよう作業を適切に実施するよう努めること

また、枝打ち、林床の整理については、1%未満の被害が長期にわたって継続している林分であって、枯れ枝、倒木等が多く見られる場合に、被害の激化防止を目的として行うこととする。

(5) 被害木の利用促進

市町においては、森林組合、素材生産業者、製材業者、チップ生産業者等との連携のもとに松林の被害状況、松林の伐採動向、松材の流通加工等に関し適時適切な情報の交換により、利用価値に配慮した玉切りやチップ処理など被害木の有効利用が確保されるように努めることとする。

(6) その他

- ア 山土場及び貯木場に集積された被害木については、薬剤による防除を実施するほか、製材後の残材等は焼却するよう啓発に努めるものとする。
- イ 松くい虫による被害木の伐採・搬出、被害跡地造林の促進等を図るため、林道・作業路の整備を推進するよう努めるものとする。なお、整備に当たっては、機

材の搬入や伐採木の搬出などのために林道・作業路が不可欠な特別伐倒駆除や樹種転換などの実施箇所を優先的に行うものとする。